


● 普通徴収(納付書・口座振替)、年金特徴(年金からの天引き)の場合

町民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書

神奈川県三浦郡葉山町長



SAMPLE

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので、
地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

金融機関名		
種別	口座番号	振替方法

通知書番号					
年 税 額	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	普通徴収の方法によって徴収する額の合計額		
	円	円	円		円

※年税額は町民税・県民税・森林環境税(国税)の合計額です。
 ※令和6年度分の個人住民税について、所得割の額から定額による減税が実施されます。
 (1)本人 1万円 (2)控除対象配偶者又は扶養親族 一人につき 1万円

町民税・県民税・森林環境税 課税明細書

営業等 農業 不動産 利子 配当 (収入) 出賃(所得金額調整控除) (収入) 所得 業務-その他 総合繰渡 一時 総所得金額 総合所得金額 繰越損失 総所得金額等	雑損 医療費 社会保険料、社会福祉基金 生命保険料 地震保険料 障害者・高齢者・ひとり親・障害児 扶養 基礎 合計 所得控除 分離短期譲渡 分離長期譲渡 税引等控除・森林環境税 控除等(所得金額等)	通知書番号 税額控除前所得割 調整控除 配当控除 寄附金税額控除 所得割 森林環境税(国税)額 年 税 額 減免額・免除額 給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 普通徴収の方法によって徴収する額の合計額 所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額
---	--	---

◎「森林環境税(国税)額」欄に**森林環境税**の金額が印字されています。

(単位:円)

※所得金額で総合長期譲渡・一時の金額は、1/2後の金額が記載されていますが、総所得金額の欄は1/2後の金額で計算されています。
 また、総合所得金額の欄は、分離譲渡の特別控除後の金額が記載されていますが、税額を計算するときは特別控除後の金額で計算されます。
 ※年税額は所得割・均等割・森林環境税(国税)の合計額です。

町民税・県民税・森林環境税 税額決定通知書

通知書番号

普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期 別	全 期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納 期 限					
普通徴収税額(円)					
元金又は差引納付額(円)					
納 付 額(円)					

(*)所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額に係る分

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

年金特徴通知書番号	
徴 収 月	
仮特別徴収税額(円)	
特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号	
公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	